

奈良県告示第五百十七号

平成二十二年一月奈良県告示第二百八十一号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一の表中「第六十条第四項後段」を「第六十条第四項及び第五項後段」に、「第六十条第七項」を「第六十四条第八項」に、「第九十七条の二第十二号」を「第九十七条第十二号」に改める。